

# 築上町障害者計画

## 【概要版】

— 笑顔で明るい 支えあいのまち 築上 —



平成28年3月

築上町

# 計画策定の趣旨

## 計画策定の背景

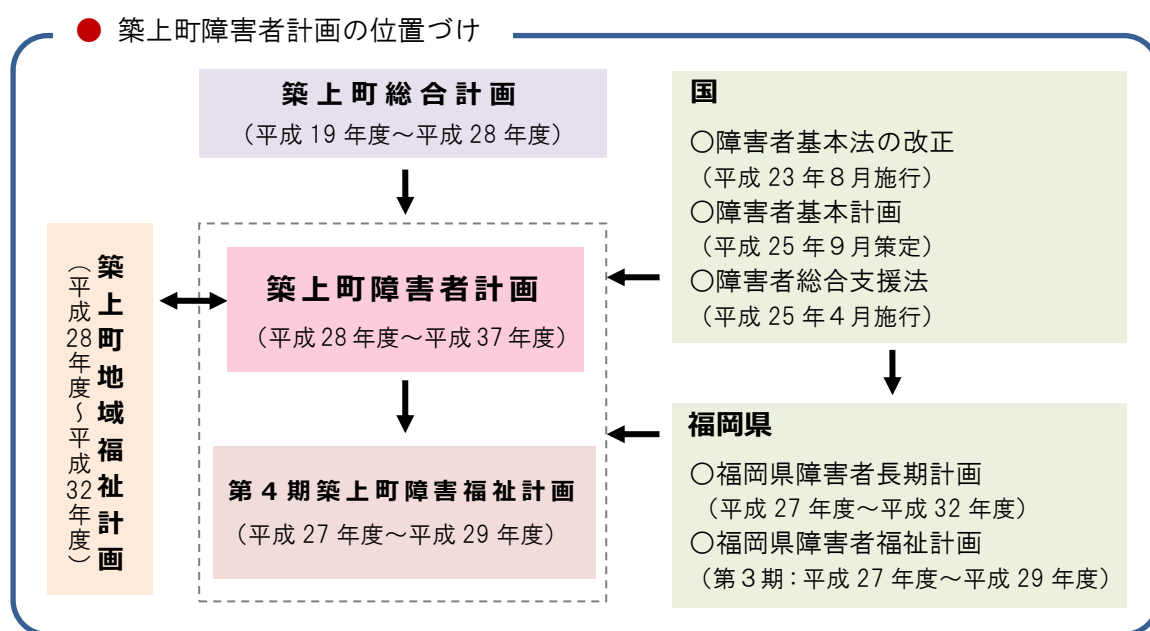
障害者の地域生活におけるニーズの多様化に対応するため、国においては平成 23 年に「障害者基本法」の改正に基づき、平成 25 年に「障害者基本計画」の見直しや、「障害者自立支援法」の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」への改正が進められてきました。

本計画はこれらの法律の他に、平成 24 年に施行された「障害者虐待防止法」や平成 28 年 4 月に施行される「障害者差別解消法」等を踏まえて策定しています。

## 計画の位置づけ及び目的

### ① 築上町障害者計画の概要

「築上町障害者計画」は、障害者基本法（第 11 条第 3 項）に基づく「市町村障害者計画」であり、「築上町総合計画」を上位計画として、本町における障害者施策に関する基本的な計画です。



### ② 築上町障害者計画策定の目的

本計画は、「築上町障害者福祉に関するアンケート調査」、関係団体・関係機関へのヒアリング調査等による障害者の状況を踏まえ、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

## 計画の期間

本計画は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間を計画期間とします。

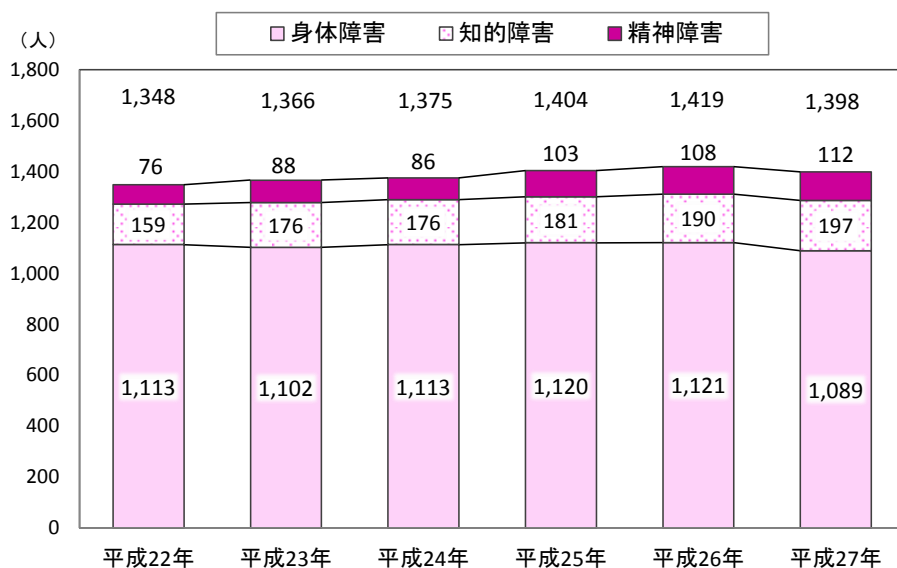
# 障害者を取り巻く環境

## 障害者数の推移

本町の障害者数は、平成27年3月末現在1,398人で、総人口の19,335人（平成27年3月末現在）に占める割合は、7.2%となっています。

身体障害・知的障害・精神障害の中で最も多いのは身体障害者で、全体の80%を占めています。平成22年と比較すると、知的障害者と精神障害者に増加がみられます。

### ● 障害者数の推移



資料：庁内資料（各年3月末）

ただし、精神障害者保健福祉手帳所持者数は各年4月1日

## 障害者施策の課題整理



### 課題整理

- 1 障害への理解促進・啓発・権利擁護が求められています。
- 2 障害者の生活困難、将来の不安への対応が求められています。
- 3 障害者の状況に適切に対応できる福祉サービスの充実と保健・医療等との連携が必要です。
- 4 障害のある児童への療育・教育等の適切な対応が必要です。
- 5 障害者の雇用促進・就労支援が求められています。
- 6 住まいの確保・生活環境の整備・公共建築物等のバリアフリー化が必要です。
- 7 文化・スポーツ活動等の活動支援・社会参加の促進が必要です。
- 8 災害時等の支援体制、防犯体制の構築が必要です。

# 基本理念・目標

## 施策の体系

### 【基本理念】

## 笑顔で明るい 支えあいのまち 築上



## 基本目標 1 啓発・権利擁護 ～わかりあえるまちづくり～

障害者が住み慣れた地域で安心して生活するために、地域住民の障害への理解促進、差別解消のための広報・啓発活動を促進します。

また、介護者の高齢化により増加が見込まれる「成年後見制度」等の周知を図り、障害者の権利擁護を推進します。

さらに、障害者の社会参加を支援するボランティアの育成に取り組みます。



施策の柱	施策の方向
1. 啓発・広報活動の推進 及び差別の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>○啓発・広報活動の推進</li> <li>○講演会や講座等の開催</li> <li>○理解促進研修・啓発事業の実施</li> <li>○障害者差別解消法への対応</li> <li>○改正障害者雇用促進法への対応</li> </ul>
2. 権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見制度利用支援事業の実施</li> <li>○権利擁護の推進</li> </ul>
3. ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティアの養成・支援</li> <li>○関係機関・団体との連絡・連携強化</li> </ul>

## 基本目標 2 医療・福祉 ～きめ細かい福祉のまち～

障害者の生活の困難さや、将来への不安、一人ひとりの障害の状況に対応するために、相談支援体制を整え、様々な福祉サービスを適切に利用できるように周知や利用促進に取り組みます。



施策の柱	施策の方向
1. 相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談支援体制の整備</li> <li>○関係機関との連携</li> <li>○支援者の専門性の向上</li> </ul>
2. 福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害福祉サービス等の充実</li> <li>○日常生活用具の普及と支援</li> <li>○地域包括支援センターの整備</li> </ul>
3. 生活安定施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経済的支援の充実</li> </ul>
4. 保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健・医療・福祉の連携</li> <li>○精神障害者に対する支援</li> <li>○難病の周知と支援の充実</li> </ul>
5. 介護保険との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢の障害のある人への情報提供</li> </ul>
6. 情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報のバリアフリー化</li> <li>○意思疎通支援の充実</li> </ul>

## 基本目標 3

### 療育・教育 ～障害児の未来を育むまち～

障害児保育・教育の充実のために、関係機関と連携し、障害児を受け入れるための体制づくりや、個別のニーズに対応した就学指導や進路相談が行えるよう、今後も保育・教育体制の整備を図ります。

また、保護者の精神的不安を緩和するために、相談窓口の周知や支援者の専門性の向上に取り組みます。



施策の柱	施策の方向
1. 障害原因の予防と障害の早期発見・早期療育	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害原因の予防</li> <li>○障害の早期発見・早期療育</li> </ul>
2. 保育・教育、就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育の実施</li> <li>○学童保育の充実</li> <li>○進路相談・就労支援</li> <li>○学校施設・設備の整備</li> </ul>
3. 相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談支援の体制づくり</li> </ul>

## 基本目標 4

### 就労 ～生きがいを持って働けるまち～

障害のある人が生きがいを持って社会参加するために、障害の特性に合った雇用の開発や企業の理解促進、福祉的な就労の場の確保や一般就労への移行促進に取り組みます。

さらに、障害者が就労に必要な知識・技術を身につけ、就労に関する不安や悩みを気軽に相談できるように相談体制を充実させます。



施策の柱	施策の方向
1. 一般就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企業への啓発・理解促進</li> <li>○就労・生活支援機関との連携</li> <li>○築上町における雇用の促進</li> </ul>
2. 福祉的就労の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就労移行支援事業・就労継続支援事業の利用促進</li> <li>○工賃向上の支援</li> </ul>
3. 就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就学に関する相談体制の充実</li> <li>○職業能力の習得支援</li> <li>○関係機関等との連携</li> </ul>

## 基本目標 5

# 住宅の確保・バリアフリー化

～暮らしに安全・安心のまち～

障害のある人が住み慣れた地域で自立し、快適な生活を送るために、日常生活の拠点となる住環境の整備や、移動手段の確保など、社会のバリアフリー化を促進し、障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。



施策の柱	施策の方向
1. 住みやすい住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅改修支援の促進</li> <li>○住宅の確保</li> </ul>
2. 交通手段・移動手段の確保、安全な交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者用駐車場の確保</li> <li>○公共交通機関等のバリアフリー化の促進</li> <li>○移動支援事業の周知</li> <li>○道路環境の整備</li> </ul>
3. 公共建築物等のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設等のバリアフリー化</li> <li>○福祉マップの作成</li> </ul>

## 基本目標 6

# 文化・スポーツ活動等

～人生を豊かにするまち～

障害の有無に関わらず、充実した日常生活を送るために、社会参加を促進します。

障害者が社会活動に気軽に参加し、地域住民と交流が持てるようサポート体制を整え、イベントや文化・スポーツ等の活動を促進します。



施策の柱	施策の方向
1. 地域・社会活動の参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交流の場や機会の拡大・充実</li> <li>○行政機関・障害者団体・ボランティア等の連携・活動促進</li> </ul>
2. 文化・スポーツ活動等の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化活動の振興</li> <li>○スポーツ・レクリエーション活動の推進</li> <li>○町主催行事等の企画への参加促進</li> </ul>



障害のある人を災害や犯罪等から守るために、普段から地域住民等による声かけや見守りを行うことを推進します。

また、災害が起きたときに迅速に対応できるように、避難場所の周知や要援護者の把握、避難誘導體制の構築に取り組めます。

施策の柱	施策の方向
1. 防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要援護者の把握</li> <li>○災害時の避難誘導體制の構築</li> <li>○防災対策の推進</li> </ul>
2. 防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防犯対策の推進</li> </ul>

## 計画の推進体制

### 計画の周知・啓発

本計画は、平成 37 年度を目標とした障害者施策に関する行政計画であり、計画を推進するうえでは、行政のみならず、障害のある人・地域住民・事業者等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力して取り組むことが必要です。

このため、本計画及び障害者施策に関して情報を公開することが重要となります。

したがって、周知・啓発にあたり、町のホームページや広報誌等を活用し、障害者施策に関する情報の提供に努めます。

### 連携・協力による計画の推進

本計画を推進するにあたって、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境等幅広い分野に関係することから、本計画を実行性のあるものとするために、庁内関係課・係の横断的な連携のもとに施策の推進を図ります。

### 進捗状況の点検・評価・見直し

本計画は、計画の進捗状況の把握・点検・評価を行い着実な推進を図ります。

点検結果については、関係課に報告を行い、必要に応じて全庁的な審議・評価を行います。

また、最終年度（平成 37 年度）には、計画の進捗状況の把握・点検等を行い、新たな計画を策定します。